

入札公告兼説明書

一般競争入札を下記のとおり行うので、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター契約事務取扱規程第 9 条第 1 項の規定により公告する。

2026 年 2 月 9 日（月）

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量（委託業務の名称）

その他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約 23 品目

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

岐阜県総合医療センター

2 入札書類等

(1) 入札説明書の交付期間

2026 年 2 月 9 日（月）から 2026 年 2 月 24 日（火）まで

①交付場所

岐阜県総合医療センターホームページ（下記 URL）

本書類を含む関係書類についても、同ホームページ上でダウンロードして入手すること。

<https://www.gifu-hp.jp/>

②担当部局

〒500-8717 岐阜県岐阜市野一色 4 丁目 6 番 1 号

岐阜県総合医療センター 経営企画課 物品担当 山崎

電話 058-246-1111（内線 5536）

3 入札参加者の資格

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく医薬品の販売業の届出を行っている者で、かつ同法に基づく医薬品の販売業の許可を受けている者であること。
- (9) 過去 5 年以内に当センターを含む 300 床以上の病院等において医薬品の納品実績があること。

4 入札参加資格の確認

(1) 申請手続

①提出書類

入札参加希望者は、下記期限までに入札参加資格確認申請書（別記様式 1）に当該申請書において規定する添付書類を貼付した上で、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合の経費は、提出者の負担とする。

3 (8) に関する証明

(8) を満たすことの証明として、医薬品販売業許可証の写しを提出すること。

3 (9) に関する証明

(9) を満たすことの証明として、当センターでの実績が無い場合は当センター以外の病院等で実績を有することが証明できる書類（契約書等）の写しを提出すること。過去5年以内に当センターでの実績がある場合は提出不要。

②提出部数 各1部

③提出期限 2026年2月24日（火）午後5時まで

④提出場所 2（1）②に同じ。

⑤提出方法 持参または郵送とする。ただし郵送の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便により2026年2月24日（火）までに必着とする。

⑥入札参加希望者は、当法人から審査に関する上記の資料に関する説明、追加資料の提出等を求められた場合、入札参加希望者の負担において誠実に対応しなければならない。

⑦守秘義務等

ア 入札資料のダウンロードを行った者は、法人から提供を受けた文書、データ等すべて（この入札資料のほか、追加資料、口頭による説明情報を含む）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならない。また、本件の入札手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進、及び広報等を含む）に使用してはならない。

イ 当法人は、提出された書類について、本件入札参加資格確認以外の目的で使用することはない。

ウ 提出された書類の返却はしない。

(2) ヒアリングの実施等

審査は原則として上記の提出書類により行うが、これらの書類からだけでは入札参加資格の確認をすることができない場合は、別途ヒアリングを行い、又は追加の資料の提出を求めることがある。

(3) 審査結果の通知

確認の結果は、2026年3月2日（月）までに通知する。

(4) 入札参加者

上記の提出書類を上記期限までに提出しない者及び確認の結果入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

5 質問及び回答

質問がある場合は下記期限までに質問書（別記様式9）を提出すること。

(1) 提出先 2（1）②に同じ。

(2) 提出期限 2026年2月13日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール

(4) 質問内容及び回答は、2026年2月20日（金）までに電子メールで回答する。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時 2026年3月13日（金）午前9時30分

(2) 場所 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号

岐阜県総合医療センター 情報交流棟3階 小会議室

7 入札保証金及び契約保証金

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター契約事務取扱規程第13条及び第39条に該当するときは免除とする。

8 入札方法

(1) 郵便及び事前持参、電信による入札

郵便及び事前持参、電信による入札は、認めない。

(2) 代理人による入札

代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 入札書

入札は、入札書により行う。入札書の作成に当たっては、次の事項に注意すること。

①入札書に記載する金額

入札書に記載する入札金額は、業務に係る一切の諸経費を含めて契約希望金額を見積もること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②注意事項

ア 入札書は、1件ごとに1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記して提出すること。

イ 入札書は、インク又は墨等消散し難いもので記入、かつ、記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押すこと。

ウ 代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、委任者（一般には代表者）が記名押印したものであること。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印すること。

エ 入札書の金額及び数量は、訂正することはできない。

オ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理をし、又は他人の代理を兼ねたとき
- (4) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (9) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、本通知の日から入札の日までの間に受けたとき。
- (10) その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

10 開札の日時及び場所

6に記載する入札会場において、午後3時に行う。

1.1 開札方法

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いのもと行う。

1.2 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

1.3 落札者の決定方法

(1) 原則

単品毎に、入札書記載金額が予定価格の範囲内で最低の者を落札者とする。

(2) くじによる決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

この場合において、当該入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、くじを引くことを辞退することはできないこととする。

(3) 再度入札

予定価格の範囲内の入札書記載金額による入札がないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

なお、再度の入札は1度のみとし、次の者は参加することができない。

- ①前回の入札に参加しなかった者

②前回の入札において無効な入札を行った者

③入札に立ち会わない入札者

1.4 落札結果の通知

入札の結果は、開札会場内ですべての入札参加者へ開札直後に通知する。

1.5 落札の無効

落札者が落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、当該落札を無効とする。

1.6 談合対策

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

1.7 その他

(1) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
た、契約後に同要綱に基づく入札資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(2) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 本件業務に関する予算が理事会において成立しなかったときは、契約を締結しない。この場合において、入札参加者または受託予定者に損害が生じた場合にあっても、地方独立行政法人 岐阜県総合医療センターは、その損害について一切負担しない。

1.8 附属資料

(1) 別記様式1 入札参加資格確認申請書

(2) 別記様式2 誓約書

(3) 別記様式3 入札書（1回目）

(4) 別記様式4 入札品目明細書

(5) 別記様式5 入札書（2回目）

(6) 別記様式6 委任状

- (7) 別記様式7 入札辞退届
- (8) 別記様式8 再度入札辞退届
- (9) 別記様式9 質問書
- (10) 別添1 仕様書
- (11) 別添2 契約書 (案)

別記様式 1

年 月 日

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志 様

住 所
商号又は名称 印
代表者氏名

入札参加資格確認申請書

2026 年 2 月 9 日付けで公告のありました貴センターにおいて行われるその他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約に係る一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて確認申請します。

なお、成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

岐阜県入札参加資格者名簿登録番号	
------------------	--

記

添付書類

1. 誓約書
2. 入札公告兼説明書の 4（1）に関する書類

誓約書

私は一般競争入札説明書に記載の「入札参加者の資格に関する事項」について、当誓約書提出日現在において、同項目を満たしていることを誓約します。また、入札期日までに、いずれか一の項目について満たさないこととなった場合は、直ちに報告することをあわせて誓約いたします。

年 月 日

住所

法人名

印

代表者

印

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志 様

入 札 書

¥ 一別記様式4 入札品目明細書のとおり一

件名 その他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約に関する一般競争入札

本書のとおり入札します。

なお、各品目の契約金額は別記様式4 入札品目明細書のとおりとします。

年 月 日

住 所

法人名 印

代表者 印

(代理人) 印

代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名を記入し、別記様式6「委任状」で「代理人が使用する印鑑」として印を押印すること。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

理事長 桑原 尚志 様

別記様式4 入札品目明細書

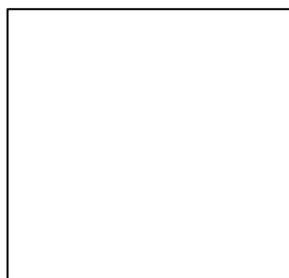
No.	物品コード	物品名称	規格	包装形態	発注JANコード	メーカーコード	メーカー名称	予定数量	入札単価(税抜)	合計金額
1	256301	△エイムゲン	0.5μg×1瓶 0.7mL(溶)付	1瓶	4987222000284	00222	株式会社 三井物産	1		0
2	008100	ロタテック内用液	2mL×1本	1本	4987185808446	00185	M S D	43		0
3	014310	ビューラックス 600mL/瓶	600mL/瓶	1瓶	4987038730009	Y001	オーヤラックス	453		0
4	002841	△アクトヒブ	1瓶 0.5mL(溶)付	1瓶	4987199330414	00199	ザノファイ	2		0
5	007940	ヒビスコール液A 0.5%	1L×1瓶 (ポンプ付)	1000ML	4987696423428	00696	サラヤ	160		0
6	011521	サニサーラW 600mL UD/MD-8600専用	600mL/瓶	1瓶	4987696419452	00696	サラヤ	34		0
7	008860	【215mLボシエット専用】ゴージョーMHS	215mL/瓶	12瓶入り	4987350365279	00350	テルモ	2,031		0
8	021870	【殺菌・消毒剤】ビュルテック消毒剤(殺菌・消毒剤)用1200mL	1200mL/瓶	2瓶入り	4987892112737	00350	テルモ	8		0
9	023440	【1.2L壁用】ビュルテック消毒剤(FMX)用1200mL	1.2L/瓶	4瓶入り	4987892135620	00350	テルモ	59		0
10	254273	【350mL卓上用テルモ】ゴージョーMHS 350mL	350mL/瓶	12瓶入り	4987350365309	00350	テルモ	85		0
11	116860	アブリスボ筋注用	1瓶 0.5mL(溶)付	1瓶	4987114973009	00114	ファイザー	59		0
12	117250	プレバナー20水性懸濁注0.5mL	1筒	1筒	4987114164803	00114	ファイザー	64		0
13	013260	クロルヘキシジングルコン塩化エタノール消毒液1%「東豊」	250mL×1瓶	250ML	4987288102014	00288	吉田製薬	1,864		0
14	019990	グリセリンB C液「ヨシダ」	500mL×1瓶 (ポリ)	500ML	4987288222255	00288	吉田製薬	35		0
15	003660	ゲービックV	1瓶 0.7mL(溶)付	1瓶	4987128162987	00128	田辺三菱製薬	2		0
16	116650	ゲービック水性懸濁注シリンジ0.5mL 1筒	1筒	1筒	4987128151547	00128	田辺三菱製薬	56		0
17	256010	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	498728234653	00128	田辺三菱製薬	8		0
18	001270	乾燥BCGワクチン(経皮用・1人用)	12mg1管×1管 0.15mL(溶)付	1管	4987501110055	00501	日本ビーシージー製造	2		0
19	256321	無水エタノール注「アソー」	5mL×10管	10管	4987197174102	00197	扶桑薬品工業	4		0
20	254060	スコピゾル眼科用液	15mL×1瓶	1瓶	4987123147651	00123	武田薬品工業	24		0
21	256180	【供給停止中】乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン「タケダ」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	4987123134859	00123	武田薬品工業	11		0
22	256240	【供給停止中】乾燥弱毒生麻しんワクチン「タケダ」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	4987123126397	00123	武田薬品工業	1		0
23	009120	バリトゲンHD「検診用」	98.6%10g/バラ 250g×30本 (検診用・ハンディ)	250g×30本	4987321202688	00321	伏見製薬	4		0

委任状

代理権の範囲 貴センターにおいて行われるその他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の
単価契約に係る一般競争入札に関する事

代理人の氏名

代理人が使用する印鑑



上記のとおり委任します。

年 月 日

住所

法人名

印

代表者

印

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志 様

入札辞退届

以下の理由により、貴センターにおいて行われるその他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約に係る一般競争入札を辞退したいので、届け出ます。

入札辞退の理由：

年 月 日

住所

法人名

印

代表者

印

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志 様

再 度 入 札 辞 退 届

以下の理由により、貴センターにおいて行われるその他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約に係る一般競争入札の再度入札を辞退したいので、届け出ます。

入札辞退の理由：

年 月 日

住所

法人名

代表者

印

(代理人)

印

代理人が届出を行う場合は、代理人の氏名を記入し、別記様式 6 「委任状」で「代理人が使用する印鑑」として印を押印すること。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

理事長 桑原 尚志 様

質 問 書

質問日	
業務名	その他薬品（ワクチン、消毒薬等）購入の単価契約
事業者名 (法人名)	
担当者連絡先	
部署	
職名	
氏名	
電話	
電子メール	
質問内容	

仕 様 書

1 購入物品 その他薬品（ワクチン、消毒薬等）

購入品目	規格	単位	予定数量
別紙 品目明細書のとおり			

2 契約条件

- (1) 当センターが必要とする物品及び数量を確実に納品し得ること。
また、緊急に必要な発注に対して納品するものとする。
- (2) 定期発注品目については、原則として欠品なく納品すること。
- (3) 在庫確保に努め、緊急発注品目については、当センターの必要とする時間までに確実に納品すること。
- (4) 納品物に不良が発見された場合は速やかに当該納品物の回収及び交換を行うこと。
- (5) 物品の特性に合わせた管理を行い、納品すること。
- (6) 大規模災害発生時に、緊急を要する納品の依頼を行った場合には、可能な範囲で納品を行うよう協力するものとする。

別紙 品目明細書

No.	物品コード	物品名称	規格	包装形態	発注JANコード	メーカーコード	メーカー名称	契約単価
1	256301	△エイムゲン	0.5μg×1瓶 0.7mL(溶)付	1瓶	4987222000284	00222	M&I Seika Pharmacy	
2	008100	ロタテック内用液	2mL×1本	1本	4987185808446	00185	M S D	
3	014310	ビューラックス 600mL/瓶	600mL/瓶	1瓶	4987038730009	Y001	オーヤラックス	
4	002841	△アクトヒブ	1瓶 0.5mL(溶)付	1瓶	4987199330414	00199	サノファイ	
5	007940	ヒビスコール液A 0.5%	1L×1瓶 (ポンプ付)	1000ML	4987696423428	00696	サラヤ	
6	011521	サニサーラW 600mL UD/MD-8600専用	600mL/瓶	1瓶	4987696419452	00696	サラヤ	
7	008860	【215mLポシエツト専用】ゴージョーMHS	215mL/瓶	12瓶入り	4987350365279	00350	テルモ	
8	021870	【総サポ・リノ透析限定】ビュルアドハンドジェルFMX7 イスベソナーカートリッジ	1200mL/瓶	2瓶入り	4987892112737	00350	テルモ	
9	023440	【1.2L壁用】ビュルアドハンドジェルFMX7 イスベソナーカートリッジ	1.2L/瓶	4瓶入り	4987892135620	00350	テルモ	
10	254273	【350mL卓上用テルモ】ゴージョーMHS 350ml	350ml/瓶	12瓶入り	4987350365309	00350	テルモ	
11	116860	アプリスが筋注用	1瓶 0.5mL(溶)付	1瓶	4987114973009	00114	ファイザー	
12	117250	プレベナー20水性懸濁注 0.5mL	1筒	1筒	4987114164803	00114	ファイザー	
13	013260	クローレキジシグルコン塩化エタノール消毒液1%「東豊」	250mL×1瓶	250ML	4987288102014	00288	吉田製薬	
14	019990	グリセリンBC液「ヨンダ」	500mL×1瓶 (ポリ)	500ML	4987288222255	00288	吉田製薬	
15	003660	ジェービックV	1瓶 0.7mL(溶)付	1瓶	4987128162987	00128	田辺三菱製薬	
16	116650	ゴービック水性懸濁注シリンジ0.5mL 1筒	1筒	1筒	4987128151547	00128	田辺三菱製薬	
17	256010	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	4987128234653	00128	田辺三菱製薬	
18	001270	乾燥BCGワクチン(経皮用・1人用)	12mg1管×1管 0.15mL(溶)付	1管	4987501110055	00501	日本ビーシージー製造	
19	256321	無水エタノール注「フソー」	5mL×10管	10管	4987197174102	00197	扶桑薬品工業	
20	254060	スコピル眼科用液	15mL×1瓶	1瓶	4987123147651	00123	武田薬品工業	
21	256180	【供給停止中】乾燥弱毒おたふくかぜワクチン「タケダ」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	4987123134859	00123	武田薬品工業	
22	256240	【供給停止中】乾燥弱毒麻しんワクチン「タケダ」	1瓶 0.7mL(溶)付(一人分)	1瓶	4987123126397	00123	武田薬品工業	
23	009120	バリトゲンHD「検診用」	98.6%10gバラ 250g×30本 (検診用・ハンディ)	250g×30本	4987321202688	00321	伏見製薬	

(案)

物 品 売 買 単 価 契 約 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において次の条項により物品の売買の単価契約を締結する。

（総則）

第1条 契約する品名、規格及び単価は、別紙に掲げるとおりとする。

本契約における契約単価は消費税抜き価格とし、消費税額は数量が確定したときに、品目毎の単価に確定数量を乗じて得た合計金額に消費税額を乗じて得た額とする。

（権利義務の譲渡等）

第1条の2 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第3条第2項に規定する乙の代金の支払の請求に係る権利をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第3条第2項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該代金の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項の規定にかかわらず当該通知の内容を甲に対抗することができない。

（納入期間及び納入）

第2条 契約期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとし、この間において、乙は甲の指示する数量の物件を甲の指示する方法によって納入しなければならない。

（検査及び代金支払の時期）

第3条 乙は、物件を納入したときは、甲にその旨を届出て甲の受入検査を了しなければならない

2 乙は、その月に納入した物品に係る代金を翌月5日までに請求するものとし、甲は適正な請求書受理の日から30日以内に支払うものとする。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、本契約を解除できるものとし、このため乙に損害が生じて甲は賠償の責を負わないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第4条の2 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法

第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

六 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第4条の3 乙は、本契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が本契約を解除するかどうかを問わず、甲に対して違約金及び違約罰として契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金及び違約罰を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、本契約の終了後においても適用があるものとする。

（暴力団排除措置による解除）

第4条の4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

二 乙の役員等（地方独立行政法人岐阜県総合医療センターが行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして
いると認められるとき。

七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を
有していると認められるとき。

八 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者で
あることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利
用していると認められるとき。

九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を
譲渡したとき。

十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他
の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解
除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（納入物品の補償）

第5条 乙は、第3条第1項の検査に合格したもので納入後3ヶ月間甲の正常な管理の下において
製品の不良変質等によって生じたと認められる故障又は発見された隠れた瑕疵については、甲の
請求により直ちに自己の負担において修理し、又は取替えて納入するものとする。

（事情変更の場合の措置）

第6条 本契約締結の時に於いて予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により物価
の変動を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単
価を変更することができる。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、個人情報の取扱いに関し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡する
ことはできない。

（合意管轄）

第9条 甲及び乙は、本契約に基づくすべての紛争は、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁
判所とする。

（その他）

第10条 本契約に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2026 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市野一色 4 - 6 - 1
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志

印

乙 住 所

印

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

- (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第11 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は当法人を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除することとする。